

○裁判所職員総合研修所入所試験規程

平成一六年三月三一日

最高裁規程第五号

改正 平成二二年二月二四日最高裁規程第二号

(規程の趣旨)

第一条 裁判所職員総合研修所規程(平成十六年最高裁判所規程第二号)第六条第二項及び第三項の規定により裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程第一部及び同第二部に入所させる者を指名するために行う試験(以下「試験」という。)については、この規程の定めるところによる。

(試験の種類)

第二条 試験は、次に掲げる二種類とする。

- 一 裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程第一部における養成のため裁判所職員総合研修所に入所させる者を指名するために行う試験(以下「第一部入所試験」という。)
- 二 裁判所職員総合研修所の裁判所書記官養成課程第二部における養成のため裁判所職員総合研修所に入所させる者を指名するために行う試験(以下「第二部入所試験」という。)

(試験の方法)

第三条 試験は、次に掲げる方法により、最高裁判所が行う。

- 一 筆記試験
- 二 口述試験
- 三 勤務評定

(受験者)

第四条 家庭裁判所調査官補、裁判所事務官、裁判所速記官又は裁判所技官の職にある者で、最高裁判所が別に定める資格を有するものは、第一部入所試験又は第二部入所試験を受けることができる。

(筆記試験)

第五条 第一部入所試験の筆記試験は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。)卒業程度において、次に掲げる科目について行う。

- 一 憲法
- 二 民法

三 刑法

四 次の科目のうち、受験者のあらかじめ選択する一科目

民事訴訟法

刑事訴訟法

2 第二部入所試験の筆記試験は、学校教育法による短期大学卒業程度において、次に掲げる科目について行う。

一 憲法

二 民法

三 刑法

3 最高裁判所は、必要があると認めるときは、前二項に定める科目のほか、他の科目についても試験を行うことができる。

4 最高裁判所は、別に定める基準に該当する者の相当と認めるものについては、筆記試験の全部又は一部を免除することができる。

(口述試験)

第六条 口述試験は、人物考査を主たる目的として行う。

(試験の施行)

第七条 試験は、毎年一回行うものとし、その期日及び場所は、あらかじめ最高裁判所が指定する。

附 則

1 この規程は、裁判所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八号）の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

2 裁判所書記官研修所入所試験規程（昭和二十六年最高裁判所規程第二号）は、廃止する。

附 則（平成二二年二月二四日規程第二号）

この規程は、平成二十二年四月一日から施行する。